

再下請負通知書（変更届）

(再下請負通知書様式)

直近上位の 注文者名	_____	【報告下請負業者】 〒 _____
現場代理人名 (所長名)	_____ 殿	住所 _____
元請名称	_____	TEL _____
事業者ID	_____	FAX _____
会社名 _____		事業者ID _____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	_____		
工期	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日	注文者との 契約日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 _____月 _____日

監督員名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
現場代理人名	_____	雇用管理責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	※専門技術者名	_____
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	_____
資格内容	_____	担当工事内容	_____

※登録基幹技能者 名・種類	_____
------------------	-------

一号特定技能外国人の従 事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険				
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称			健康保険			厚生年金保険			雇用保険	

(記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事以外は請負代金の記載は不用)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号一乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	_____			代表者名	_____
事業者ID	_____				
住所 電話番号	〒 _____ (_____ - _____)				
工事名称 及び 工事内容	_____				
工期	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日	契約日	_____年 _____月 _____日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 _____月 _____日

現場代理人名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
※主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	_____
資格内容	_____	※専門技術者名	_____
資格内容	_____	資格内容	_____
※登録基幹技能者 名・種類	_____	担当工事内容	_____

一号特定技能外国人の従 事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険				
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称			健康保険			厚生年金保険			雇用保険	

- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。また、当様式提出時に、上記を証明する本書の写しを提示し、当社社員の確認を受ける。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

①経験年数による場合	②資格等による場合
1) 大学卒[指定学科] (短大・高専卒業者を含む。)	1) 建設業法「技術検定」
2) 高校卒[指定学科]	2) 建築士法「建築士試験」
3) その他	3) 技術士法「技術士試験」
	4) 電気工事士法「電気工事士試験」
	5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
	6) 消防法「消防設備士試験」
	7) 職業能力開発促進法「技能検定」

再下請負通知書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の 注文者名	〇〇建設株式会社 ①	【報告下請負業者】	〒101-XXXX ④
現場代理人名 (所長名)	〇〇 〇〇 ② 殿	住所	東京都港区〇〇-XX
元請名称	〇〇建設株式会社 ③	TEL	03 - 555 - XXXX
事業者ID	12345678901234	FAX	03 - 555 - XXXX
会社名	〇〇建設株式会社	事業者ID	23456789012345

《自社に関する事項》

代表者名 〇〇 〇〇

工事名称 及び 工事内容	渋谷駅前再開発計画〇〇ビル新築工事 ⑤ に係る型枠工事		
工期	⑥ 自 令和5年7月10日 至 令和8年1月20日	注文者との 契約日	令和5年7月7日

建設業の 許可	⑦ 施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	型枠 工事業	大臣 特定 知事 一般 05 第 5000 号	令和5年5月6日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

監督員名	〇〇 〇〇 ⑧	安全衛生責任者名	〇〇 〇〇 ⑬
権限及び 意見申出方法	・請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による ⑨	安全衛生推進者名	△△ △△ ⑭
現場代理人名	〇〇 〇〇 ⑩	雇用管理責任者名	総務部長 〇〇 〇〇 ⑮
権限及び 意見申出方法	・請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による ⑪	※ 専門技術者名	⑯
※ 主任技術者名	専任 〇〇 〇〇 ⑨ 非専任 ×× ×× ⑫	資格内容	⑯
資格内容	その他 10年以上の実務経験 ⑫	担当工事内容	⑰

※登録基幹技能者 名・種類	⑱
------------------	---

一号特定技能外国人の従 事の状況(有無)	⑲ 有 ⑳ 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	㉑ 有 ㉒ 無
-------------------------	---------	------------------------	---------

健康保険 等の加入 状況 ㉓	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所 整理記号等	〇〇建設株式会社	〇△健康保険組合	××-××××-×××××

(記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事以外は請負代金の記載は不用)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号一乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	株〇〇工務店 ①	代表者名	〇〇 〇〇 ②
事業者ID	34567890123456		
住所 電話番号	③ 〒101-XXXX 東京都千代田区神田〇〇-XX (03 - 0341 - XXXX)		
工事名称 及び 工事内容	渋谷駅前再開発計画〇〇ビル新築工事に係る ④ 型枠工事のうち基礎型枠工事		
工期	⑤ 自 令和5年7月20日 至 令和7年12月25日	契約日	令和5年7月15日

建設業の 許可	⑥ 施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	型枠 工事業	大臣 特定 知事 一般 05 第 2351 号	令和5年4月15日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

現場代理人名	〇〇 〇〇 ⑦	安全衛生責任者名	〇〇 〇〇 ⑩
権限及び 意見申出方法	・下請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による ⑧	安全衛生推進者名	×× ×× ⑪
※ 主任技術者名	専任 〇〇 〇〇 ⑨ 非専任	雇用管理責任者名	総務部長 △△ △△ ⑫
資格内容	建設業法「技術検定」又は 10年以上の実務経験等	※ 専門技術者名	⑬
		資格内容	⑭
		担当工事内容	⑮

※登録基幹技能者 名・種類	⑯		
一号特定技能外国人の従 事の状況(有無)	⑰ 有 ⑱ 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	⑲ 有 ㉑ 無

健康保険 等の加入 状況 ⑲	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所 整理記号等	株〇〇工務店	〇△健康保険組合	××-××××-×××××

- 6 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合については組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。また、当様式提出時に、上記を証明する本書の写しを提示し、当社社員の確認を受ける。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

①経験年数による場合

- 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
(短大・高専卒業者を含む。)
- 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
- その他 10年以上の実務経験

②資格等による場合

- 建設業法「技術検定」
- 建築士法「建築士試験」
- 技術士法「技術士試験」
- 電気工事士法「電気工事士試験」
- 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 消防法「消防設備士試験」
- 職業能力開発促進法「技能検定」

【再下請負通知書 全建統一様式第1号 - 甲 左記載例】

※この様式は、報告下請負業者がそれぞれの立場で作成し、直近上位業者に報告することにより最終には全ての報告書が元請負業者に報告されるもの。

直近上位の注文者

（自社が一次であれば元請負業者を、自社が二次であれば一次請負業者を）

- ① 直近上位の会社名を記載する。
- ② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。

元請名称

- ③ 施工体制台帳作成建設工事の通知により「元請負業者名」を記載する。また、元請負業者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該元請負業者の事業者IDを記載する。

報告下請負業者

（自社は報告下請負業者となり、再下請負通知書を作成する。）

- ④ 自社の住所、会社名、事業者ID及び代表者名を記載する。

自社に関する事項

（上位注文者と下請契約を締結した下請負人が自らの会社に関して必要事項を記載する。）

- ⑤ 元請負工事名称に「に係る」を付して自社が施工する工事内容（工種・数量）を記載する。
- ⑥ 下請契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。契約日は下請契約締結日を記載する。
- ⑦ 自社が取得している許可業種のうち⑤の工事に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。

なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可（変更）年月日」を「有効期間」と書き換え、それぞれの項目を記載する。
- ⑧ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。これは建設工事は性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- ⑨ 下請負業者が再下請負業者と締結した再下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。例）一次下請〇〇建設の監督員（〇〇）の行為について、二次下請〇〇工務店の注文者〇〇建設に対する意見
- ⑩ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。
- ⑪ 下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。例）一次下請〇〇建設の代理人（〇〇）の行為について、直近上位の注文者〇〇建設の請負人〇〇建設に対する意見
- ⑫ 主任技術者は建設業法第26条の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合は「専任」する必要がある。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事（専門工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、報告下請負業者との契約額（下請契約が複数あるときは、それらの契約額の総額）が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）で、一定の要件を満たし、報告下請負業者の主任技術者が一括で施工管理する場合は、下請会社は主任技術者の配置を要しない。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。
- ⑬ 労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整を行う業務と担当する。資格については定めないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑭ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合には有資格者の中から選任する必要がある。当該しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。

- ⑮ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めはないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑯ ⑤の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。専門技術者の資格内容は、⑫の資格内容と同じ。
- ⑰ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑯の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑱ 登録基幹技術者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。
- ⑲ 一号特定技能外国人の従事の状況（有無）欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、出入国管理及び難民認定法別表第一条の二の表の特定技能の在留資格を決定された者（一号特定技能外国人）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ⑳ 外国人技能実習生の従事の状況（有無）欄には、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ㉑ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

【再下請負通知書 全建統一様式第1号 - 甲 右記載例】

再下請負関係

(自社【報告下請負業者】が再下請契約を締結した下請会社に関して必要事項を記載する。)

- ① 再下請会社の会社名を記載する。また、再下請負業者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該再下請負業者の事業者IDを記載する。
- ② 再下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 再下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 再下請会社と締結市や工事名称・工事内容を記載する。
- ⑤ 再下請会社との契約工期を記載する。契約日は、再下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 再下請会社が取得している許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。許可業種は、保有する業種のうち④の工事に必要となる業種のみ記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き及び同法施行令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。
- ⑦ 再下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が請負業者に対する意見の申出の方法を記述している再下請負契約書の内容を転記する。三次以下下請についても同様に直近上位業者との間に交わされた契約書の内容を転記する。例)再下請(〇〇工務店)の現場代理人の行為について、注文者(〇〇建設)の請負人(〇〇工務店)に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、再下請負会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を転記する。なお、公共性のある重要な工事で【報告下請負業者】との契約額が4,000万円の3等の規定により、特定専門工事(専門工事の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、報告下請負業者との契約額(下請契約が複数あるときは、それらの契約額の総額)が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、報告下請負業者の主任技術者が一括で施工管理する場合は、下請会社は主任技術者の配置を要しない。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の暗然衛生推進者の氏名を()書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する再下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者の関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている再下請会社が、付帯する足場組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。
- ⑰ 一号特定技能外国人の従事状況(有無)欄は、技能実習生又は外国人建設就労社受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後、再入国し、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ⑱ 外国人技能実習生の従事状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ⑲ 健康保険の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可

に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。